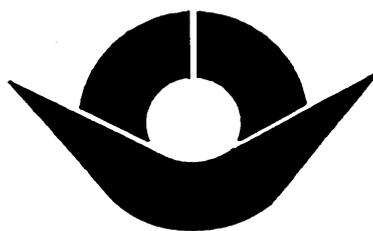

橋本市第 2 次行政改革大綱



2018 年 2 月

橋本市

目 次

I. 橋本市第2次行政改革大綱策定に向けて	1
1. これまでの行政改革への取組	
2. 行政改革の必要性	
II. 行政改革の基本目標と基本方針	2
1. 基本目標	
2. 基本方針	
III. 行政改革の実現に向けて	4
1. 大綱の推進期間	
2. 行政改革推進計画の策定	
3. 行政改革推進体制	

I. 橋本市第2次行政改革大綱策定に向けて

1. これまでの行政改革への取組

本市における行政改革の取組は、合併後最初の行政改革の計画として、平成18年に『橋本市行政改革大綱』を策定し、『橋本市長期総合計画』に掲げる「時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本市」を将来像としたまちづくりをすすめてきました。

(1) 取組経過

- ・平成18年 橋本市行政改革大綱 策定
橋本市集中改革プラン 策定
橋本市定員適正化計画（平成18年～22年） 策定
- ・平成23年 橋本市行政改革推進計画（平成23年～29年） 策定
橋本市第2次定員適正化計画（平成23年～29年） 策定
公共施設マネジメント基本方針 策定
使用料・手数料等に関する基本方針 策定
- ・平成27年 橋本市公共施設等総合管理計画 基本方針 策定
- ・平成28年 橋本市公共施設等総合管理計画 個別方針 策定

(2) 取組概要

平成18年に策定した「橋本市行政改革大綱」と「橋本市集中改革プラン」において、「市民に開かれた行政運営の推進」「行政サービスの質の向上と適正化」「簡素で効率的な行政運営の推進」の3つの基本方針を柱に様々な行政改革に取り組んできました。

また、「集中改革プラン」の後継計画と位置づけた「橋本市行政改革推進計画」を平成23年に策定し、86の実施項目において取り組みをすすめてきました。そのほか、「橋本市定員適正化計画」「橋本市第2次定員適正化計画」に基づき職員数を、それぞれ72人、63人の削減を行い、平成18年4月1日現在で695人であった職員数（病院除く）は、平成29年4月1日現在で560人（▲135人）となり、適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を図ってきたところです。平成30年度以降は「定員管理計画」と計画名を変更し、引き続き適正な定員管理に取り組んでいきます。

2. 行政改革の必要性

人口減少、少子・高齢化が進み、財政状況が厳しくなる中で、今後ますます市民の意思に基づくまちづくりが求められています。市民ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応する行政運営をすすめるためにも、より質の高い行政サービスの提供や効率的な経営の視点に立った行政体制を確保し、計画的、総合的な行政を実現するた

め、行財政改革の積極的な推進を図る必要があります。

Ⅱ．行政改革の基本目標と基本方針

本大綱では、行政改革をより効果的にすすめるため、次の基本目標を掲げ、基本目標の実現のために3つの基本方針に基づき行政改革に取り組みます。

1．基本目標

『持続可能な行財政運営の実現』

今後も財政状況が厳しくなることが予想される中で、多様な地域課題に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するため、施策の選択と集中により、必要性が高く投資効果が見込まれる施策への重点的な投資など、市がもつ限られた人的・物的資源を効率的・効果的に活用することで、持続可能な行財政運営の実現を目指します。

2．基本方針

(1) 効率的・効果的な行政サービスの提供

限りある財源の中で、多様な行政需要に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、市民や市民団体、民間事業者などとの協働や連携を積極的にすすめるとともに、民間活力の導入により民間のもつノウハウや専門性を活用した効果的な行政サービスの提供をめざします。

①市民との協働

市民、市民団体が主体的にまちづくりに参加できるよう、情報提供と市民参画を積極的に推進していくとともに、地域コミュニティの活性化に努めます。

②民間活力の活用

効率的・効果的な行政サービスを提供するため費用対効果を十分考慮した上で、民間のもつ知識やノウハウを積極的に活用します。

③窓口サービスの効率化

個人情報保護や情報セキュリティを確保しつつ、ICT（情報通信技術）を活用し窓口サービスの迅速化を図るとともに、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用し窓口サービスの効率化をすすめます。

(2) 健全な財政運営

本市の財政状況は、税収の伸び悩みと社会保障費の増加や公共施設の維持管理費の増加等により財政構造の硬直化が進むなど厳しい状況にあります。このような状況の中で、将来に渡って安定した行政運営を行うため、より一層の健全な財政運営をめざします。

①安定した財政運営

市税収入や地方交付税が減少する一方で、社会保障関連経費の増加が見込まれるため、「財政健全化計画」の着実な実行を行い、また統一的な基準に基づく財務書類を活用し財政状況の的確な把握に努め、財政の健全化に努めます。

②自主財源の確保

安定した財政基盤を確立するため、市税等の徴収率の向上、債権の適正管理、広告掲載やネーミングライツなど積極的に自主財源の確保に努めます。

③受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき負担の公平性を確保するため、使用料・手数料の見直しを行い、また、団体等に対する補助金や負担金、また、施設使用時の減額免除についても受益者の負担の公平性の確保や均衡を図り、適正化を図ります。

④公有財産の適正管理

今後、多くの公共建築物が更新時期を迎えることから維持更新費の増加が見込まれるなか、公共施設全体を俯瞰的な視点から戦略的にマネジメントしていくことを目的に策定した「橋本市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の管理を行います。

⑤公営企業の経営健全化

公営企業については、独立採算制を原則とした健全な経営が求められます。将来にわたり安定した経営を視野に入れ経営状況の的確な把握とともに適切な経営分析を行い、経営健全性の確保と経営基盤の強化を図ります。

(3) 効率的・効果的な行政運営

社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対して柔軟に対応できるよう市の組織や事務事業の見直しを行うとともに職員個人の能力と組織全体の質の底上げを行い、効率的・効果的な行政運営をめざします。

①人材育成の推進

職員一人ひとりの資質や能力を高めることが組織力の高まりとなり、市民サービスの向上に繋がるような人材を育成するため人材育成のビジョンを定め、計画的かつ総合的に人材を育成します。

②組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに機能的に対応するため、定期的な見直

しを行い、弾力性かつ機動性を確保した組織・機構の整備を行います。

③定員の適正管理と給与等の見直し

職員の効率的・効果的な配置や民間委託の推進により、最少の経費で最大限のサービスを提供できるよう、『定員管理計画』に基づき、定員管理に取り組んでいきます。

また、職員給与については、国、県等の動向や社会経済情勢や民間の状況を踏まえながら、給与制度・運用・水準について検討し、時代に即した給与制度の構築と運用に努めます。

④事務事業の見直し

限りある財源で新たな行政課題や多様化する市民ニーズへの適切な対応が求められる中、事業の必要性や有効性など様々な視点から検証し、事業の実施方法の改善や廃止、整理統合等を行い、事業の選択と集中により施策の効果的な推進をめざします。

Ⅲ. 行政改革の実現に向けて

1. 大綱の推進期間

2018年度から2027年度までの10年間

2. 行政改革推進計画の策定

行政改革を着実に推進するため、改革の具体的な取り組みを示した「行政改革推進計画」を策定し、実施項目に基づく具体的な実施内容ごとに目標を設定し、PDCAによる進行管理を行います。

3. 行政改革推進体制

(1) 橋本市行政改革推進本部

<組織>

本部長 市長

副本部長 副市長

本部長 橋本市行政改革推進本部規程第3条の規定による

(2) 橋本市行政改革推進本部幹事会

幹事 橋本市行政改革推進本部規程第6条の規定による